

## 第2回 函館市補助金のあり方検討委員会 会議録

- 1 日 時 平成24年6月26日(火) 18:00～19:40  
2 場 所 函館市役所8階 第1会議室  
3 出席委員 奥平委員長, 浅木副委員長, 高地委員, 佐藤委員, 寺井委員

### 【会議概要】

開会前

- 前回会議録の  
確認

事務局

第2回補助金のあり方検討委員会の開会前だが、第1回の会議録の確認をさせていただきたい。

事前に配布している会議録に修正箇所等はあるか。  
特にないようなので、この形で公表させていただく。  
事務局からは以上である。

- 1 開 会  
2 前回要求した  
資料について  
説明

奥平委員長

それでは、第2回函館市補助金のあり方検討委員会を開催する。  
本日の次第は、配布のとおり進めさせていただく。  
まず、前回要求した資料について、事務局より説明願いたい。

(事務局より資料の説明)

- 資料1 廃止および委託に振り替わった補助金
- 資料2 補助金のフロー図
- 資料3 基準の定まっている補助金
- 資料4 補助金等交付規則

奥平委員長

今の説明を聞き、質問などあるか。

高地委員

資料1の3ページ目で、補助金から委託化したのはこの事業しかないということよろしいか。

財政課長

10年遡った結果としては、この事業のみである。

高地委員            スポーツ文化事業関係というのは全部委託化していないか。財団の方に、今まで補助事業としていた事業を一括で委託事業という形にしているか。補助金のままなのか。

財政課長            補助金のままである。

高地委員            知りたかったのは、補助金から委託事業に変わっても、中身によっては補助金よりも市の負担が大きくなるようなものがあるのではないかということ。全体像として、補助金から委託事業に変わった場合にどのくらいの効果があったのかを知りたかった。

                         一般的な話として、補助金より委託事業の方が良いと言われているが、実際にどのくらいの効果があるのか、補助金の方が逆に効果があるかもしれないし、その点でどんな事業を委託化し、どのくらいの効果があったのかを知りたかった。

                         先ほどのスポーツ文化財団の場合は、今まで市職員が執行していた分などもあり、運営補助の中に団体の運営ということで人件費等も盛り込んでいた。それを全部自主運営という形になったと思う。色々な事業がある中でそれらがどういう盛り込みになっているのか。委託ではなく一括の補助金になってしまうと、人件費等も全て盛り込まれ、プラスの事業とマイナスの事業が出た場合に、調整されている形になってしまい、なかなか1事業1事業の補助金と委託事業としたときの効果が見えない。

                         実際委託事業に変わったと思っていたので、各事業どんな状態になったかということが知りたくてこのような質問をした。しかし補助金のままということなのか。

財政課長            一部見直し行い、例えばコンサート等の自主事業の部分については補助金という形で整理をした。現在、財団には施設の管理の部分について委託をしているという形になっており、そういう区分けをしている。事業補助金の部分については別に補助している。

高地委員            その事業補助金というのは一括のままか。全部一括ということか。

財政課長            全部一括のままである。事業仕分けの方でも、なぜ赤字になるような事業をするのかという仕分けをされ、問題になっていたように思う。儲かるような事業ばかりを出来るかということとそうではないが、それでも若干見直しの余地があるのではないかと。

高地委員            なかなか文化事業など、お金の換算できない事業というものもあると思う。ただ、全ての事業が一括になってしまうと、そこの見直しとい

うのが一切できない。事業をつくる教育委員会でも、その調整ができないということ。実際に継続すべき事業はあるのだろうが、全て補助金という形で一括で終わってしまうと、その検証が出来るのかという疑問があるので質問させていただいた。

奥平委員長

その辺りの資料等はあるものか。

財政課長

資料としては難しい。ただ今回、少なくとも運営にかかる補助金については全廃し、あくまで事業に対する補助金という形で整理している。

奥平委員長

高地委員よろしいか。

高地委員

承知した。

奥平委員長

他に意見等あるか。

浅木委員

減額された補助金というのものもあるのか。廃止は今挙げていただいたが、例えば減額何パーセントしたとか、そういうことはしているのか。

財政課長

廃止した補助金数とすると少ないかと思っているが、毎年度予算編成の過程において、金額的な面でも各団体と交渉を行っている。そういった意味では、24年度だと全体で9,700万円という数字を減額させていただいているなど、毎年度1千万円から3千万円程度、抜本的な改革にはなっていないが、少しずつ減額はさせていただいている。

## 2 委員会の今後の進め方について

奥平委員長

他に何もなければ、続いて、今後の委員会の進め方ということで、本日の討議内容についてであるが、前回、国や道の制度に基づく補助金、条例・規則に基づく補助金、要綱に基づく補助金について具体的に議論するという事になっていたと思う。それに基づき、事務局の方から区分ごとに説明を受け、それについて議論するという事によろしいか。

(異議なし)

奥平委員長

それではまず、国・道の制度に基づく補助金の説明をお願いしたい。

(事務局より資料の説明)

○資料3 基準の定まっている補助金および個別の補助金の詳細について説明

奥平委員長

今の事務局からの説明を受け、議論を進めたいと思う。

まず私から質問させていただくが、例えば、今の説明の中に上乘せという話があったが、逆に国や道の基準から減らしているという自治体はあるのか。国の交付額よりも下回って支出するような自治体があるのかどうか。もし把握していれば伺いたい。

財政課長

把握はしていないが、国の制度があるからといって、それを強制するというようなことではない。国の要綱があって、独自に自治体が定めるという形での仕組みになっているため、やってやれないことはないと思うが、国がその交付要綱を定めて取り組むということは、日本全国どこにいても一定程度のサービスを受けられるようにするというのが主旨だと思うので、それを下回るような補助制度を作るということは基本的には考えづらいのではないかと思う。それであれば、最初からやらない方がいいということになる。国が補助制度を作っても、自治体は取り組まないという補助制度はある。しかし、縮小して補助制度を作るということは聞いたことがない

奥平委員長

承知した。他に意見等あるか。

高地委員

函館市では、国や道の制度に上積みしているものというのは何件くらいあるのか。

財政課長

上積みしている補助金はほとんどないと思っていただきたいが、最近国の制度に上積みしているものというのと、トライアル雇用という国の制度があるが、3か月で月額4万円という国の制度に、函館市はさらに同額の4万円上積みして雇用の促進につなげてもらう、という補助金がある。その程度で、その他はまずほとんどないと思ってほしい。そんなに余裕のある財政状況ではないので、なかなか上積みは出来ないという状況である。

奥平委員長

例えば仮に、この後規則を改正しようという方向になると思うが、国・道の制度の場合には、いわゆる上限を設けるようなことは難しいと考えるべきか。それであれば、現状のままでいかざるを得ないのではないか。

寺井委員 やめるという選択肢はあるのではないか。

財政課長 やめるという判断はある。

寺井委員 その判断はしていかなければならないのではないかと思う。

高地委員 夕張市のような財政再建団体等では、実際に国・道の100パーセント補助であれば、それはそのまま右から左に出せば良いのだろうが、配分率が定まっている補助金については、非常に財政の厳しい団体ではどうなっているのか。

財政課長 全国的なレベルの補助制度というのは、基本的には、例えば4分の3は国から入るといふ補助金については、残りの4分の1はいわゆる交付税制度の中で基準財政需要額で見られているというものがほとんどである。このため、夕張市などでも、このような制度の部分をやらないとか減額とかはしていないと聞いている。しかし、単独の助成の部分に対しては、国がかなり切り込んで助言をしてくるとは聞いている。

高地委員 全国的に同じサービスということで各自治体も対応するという事。なかなかそうなるとやらないということは難しいと思う。

財政課長 そう思う。ただ、先ほども出たが、函館市としてこの制度はやらないという選択肢はあると思う。例えば、直近ではヒブワクチンや妊産婦健診など、全国一律で交付税措置があると言われている制度だが、やらない自治体もあると聞いているし、対象をかなり絞って実施しているところもあると聞いている。交付税措置されるとはいえ、一時的に市の持ち出しが巨額になるものについては、やはり考えなければならぬと思う。このため、全くだめだということではないと思う。

高地委員 その補助を実施しないことによって、交付税に影響するのか。

財政課長 交付税制度上はほとんど影響しない。ただ、サービスの点で、例えば国の制度があるのに、函館市はそこで線を引いてそれよりも下の制度になっているのはなぜかとなると、なかなか対外的にも議会的にも、説明がしづらいとは思っている。

佐藤委員 この補助金一覧の中の補助割合だが、例えば商工費のマリンバイオクラスターは、国が2分の1で道と市が4分の1なので、25パーセ

ントという風になっていると思うが、それ以外にも、100パーセントじゃないというところは、決まりは函館市で決めているのか。そうではなく、国等の根拠規定の中に割合が全部定まっているのか。

2. 2パーセントなどという割合も全部そうなのか。

財政課長

そうである。今説明した中で、補助率だとか対象の部分というのは函館市の裁量がない部分。逆に言うと、やってやれないことはないが、基本的に国の基準をベースにして率を決めている。

高地委員

逆にそこはやるかやらないかというのは、議会等の、全体での話し合いでの判断でしかないということになるのか。

財政課長

そうなると思う。

寺井委員

この国庫負担があるような補助金というのは、今行われているもの以外にもたくさんあると思うが、国がある制度を作ったという中で、それを実施するしないという判断はどのような経緯で決まるのか。やれと言われれば、はいやりますという話になるのかどうか。それとも、必要かどうかということを経験した上で決められているのか。どこかでそういうことが話し合われているのかどうか。現状どうなっているのか教えていただきたい。

財政課長

新しい補助制度が導入される時は、一般的にはまず各省庁の方から各担当部の方に通知等が入ることになっている。このような法改正があり、新たにこのようなサービスが出来るという形で通知が来ることになっている。それを受け、各担当部の方で函館市の場合に置き換え、一定程度内容を精査した上で積算して予算要求を行い、毎年度予算査定過程の中で、この制度は必要なのかどうかということを経験判断をして予算計上をするという流れになっている。

通知が来ても実態として函館市に当てはまらないような事業もある。例えば、利益を受ける人が一人二人しかいないなど、そのような事業については予算計上されていないものもある。そのように予算編成の過程の中で、十分議論はさせていただいていると思っている。

奥平委員長

そうなる、ここに掲げられている国・道の制度に基づく補助金については、基本的に補助割合があるにせよ、手を付けるとなると議会など違うところの許可等が必要になるということなのか。

財政課長

条例・規則の改正よりも難しいと思う。全国的なレベルで制度設計されたものに、函館市が取り組まないということはなかなか難しいと

は思う。ただ、やってやれないものではない。寺井委員のおっしゃるとおりだと思う。

奥平委員長

やってやれないことはないが、現実問題として、大枠として見た場合にやりにくいというものはある。この場で全般的には出来ないので、個々の事例については事業仕分けの方をお願いする形になるかと。その場で議論した方が良いのではという気はする。当委員会としては、この部分については手を付けにくいということによろしいか。

(異議なし)

奥平委員長

では、国・道の制度に基づく補助金については、そのような形にしたい。

続いて、条例・規則に基づく補助金、要綱等に基づく補助金について事務局に説明をお願いしたい。

(事務局より資料の説明)

○資料3 基準の定まっている補助金および個別の補助金の詳細について説明

奥平委員長

この条例と要綱に基づく部分はかなり複雑ではあるが、数字の根拠が分からないなどというものがたくさんあるところであり、どこから手を付けるかというところからの議論になると思うが、まず条例・規則等に基づく補助金から議論したい。

高地委員

外部監査を行った中で疑問に感じたのが、市の方でこれは条例を作らないとならない、要綱を定めないとない、単なる補助金規定だけで良い、この基準というのはどのように決められているのか。

財政課長

厳密に言うと、そこに特に線はないというのが実態である。

高地委員

それでは、各部での判断ということになるのか。

財政課長

政策的な比重というか、重い軽いというのもどうかという気はするが、例えば先ほど説明させていただいた企業立地の補助金の部分については、政策目的として企業を誘致しなければならないといった中で、これは条例を作って取り組むべきだという強い意志の表れだという風に思っていていただいて構わないと思う。逆に、そのくらいの違いでしかない。

高地委員

では要綱と、補助金規定だけのものの間の線引きはどうか。

財政課長

要綱を定めるのは、基本的に、市が一定程度の行政目的を持って支出するという、政策的な目的があるものである。分かりやすいのが、単純な運営補助金のような、その団体が存在することによって公益性が発揮されるものに対して補助金を支出するものとは違い、市が能動的にその施策を進めていくといったものについては、一定程度要綱を作って補助金を支出しているという形になっている。

例えばヤングカップル住まいりんぐ補助金についても、西部地区の人口減少が進んでいるので、何とかこ入れをしなければならぬという発想の下に、人口を集めるためにその地区だけに家賃補助をするという政策目的がある。

高地委員

福祉の方などでも、結局要綱がなく補助金規定だけで支出をしているものがあり、なぜこの補助金には要綱がないのかということがいつも問題になっている。補助金規定だけの支出だと、請求があり、それに対して同額で補助される。そのようなものが多く、補助金規定だけで出しているものは全く金額等の基準がないものであるから、団体からの要望に基づき各部の方で予算要求をして、補助金を出してという風だと、基準が明確でないと思う。個々の区分けについて議論をしても、その基準のラインが下がってしまっただけは何も意味がないため、この3つの基準というのは非常に重要だと感じる。実際には、補助金規定だけで支出しているものの中にも、政策的要素を含んだものがかなり含まれているのではないかと。各部間でもばらつきがあるだろうし、市としてはっきりした決めが、今まで全くない状態だったのか。

例えば、決裁規定の中で部長決裁のものなど、部長まででこの政策は必要であるというものと、市長から政策的に降りてくるものとは状況が違うのかもしれないが、金額が大きくても補助金規定だけで支出されているものもある。金額的なものが定まっていない補助金規定だけの審査で支出がされてしまっているため、その辺りは本当に何か基準がないのかと、いつも思うところである。

財政課長

言葉足らずだったかもしれないが、資料4で説明した補助金交付規則というものが、これがまず、函館市の補助金の支出の根拠という形になっている。この規則の一番はじめに、この規則は別に定めるもののほか、必要な事項を定めるとなっている。この交付規則の中で、どうしても拾いきれない補助金というものが出てくると、別に定めているというのが実態である。ではどこの線引きで別に定めているのかということになると、なかなか難しい部分はある。これから出てくる



他の補助金も、別に交付規則等があるわけではないし、この内容であれば別に定める必要はないだろうというものでしかない。確かにそこは微妙な部分かもしれない。

高地委員

規定がないから、その補助金が良い悪い、金額が高い低いという判断をする時に全く基準がない。その金額が良いか悪いかというのは、単独で見れば高いような気がしても、全体の予算枠の中で考えた時にはそうではない面がある。それが、この交付規則でいくと金額基準もない。良い悪いを判断するという点で、また、効果測定ということからも基準がない中では判断が難しい。そのようなことでこの委員会が出来たのだと思うが、このように区分する基準が明確なのかどうかということ。そこをまず決めないと、いくらでも補助金規定だけで良い、金額も何も相手から請求があればいいとなり得るのが問題なのではないかと思う。

奥平委員長

補助金規定と要綱、その上にあるような条例、また大本になる根拠的な部分というものがはっきりあるのかないのかという部分について、次回までにお示しいただきたい。

財政課長

要するに線引きの部分。

高地委員

実際には、各部各部の判断で今まではやってきたということだと思う。最終的には財政課等も加わるとしても、一義的にはある程度各部で判断していると。

財政課長

そうである。

奥平委員長

ある意味ルールがない、無秩序に出ている状態が今も続いているということだと思う。

財政課長

逆に今ご説明した部分までについては、金額が明示されているされていないはあるにしても、一定程度の考え方があるというものになっていると捉えていただいて良い。次回以降説明する運営補助金やイベント補助金など、こういった要綱のないもの、これらをどこで線を引いてるんだと言われると、今明確にはお答え出来ないの、そこは改めて整理をさせていただきたい。今はまず、そういう実態があるということ。

奥平委員長

今日はまず、そういう実態がはっきりしてきた。まず最初の部分の、国や道の制度に基づく補助金の部分については、今全体では手をつけ

られない、現行通りいくしかないということとしたい。それ以下の部分についての線引きの問題というのを明らかにして、線引きを我々が出来るかどうかというのも、次回以降議論したい。

色々な条件で出て行く補助金があり、誰もがよく分からないという状況がなくなるようにしていくのが、この委員会の目的だと思うので、その辺りを整理していただき、議論をもう少し進めていく上での基準にしたいと思う。次回、その線引きの部分が分かるものをまずお示しいただきたい。

各委員の方から、もっとこうしたらどうかなどの意見があればぜひご発言いただきたい。

寺井委員

資料4の補助金等交付規則で現行と改正案があり、この改正案を作るのは、この委員会の役目ということなのだろうかと思う。正直、このような内容が今まで明記されていなかったということの方が驚きで、よくこれでやってきたなというのが正直なところ。要は肝心なところが抜け落ちているというのが、現行の規則であると思う。

例えば、規則をこのような内容に改正していこうということ、いつ頃までに、こういう段階を経てというものが今時点で決まっているのか。

財政課長

特に現時点では決まっていない。今回、この補助金のあり方検討委員会で一定程度の提言をいただいた上で、それを反映するような形での交付規則の見直しを出来れば今年度内に行い、来年度から施行するという形で考えている。ただ、直し方等については別に協議が必要なので、提言を踏まえた中で交付規則を変えるという方向で考えている。

寺井委員

これはあくまで改正案だと思うが、本当にこの内容の通りだと思う。この内容をもっと具体的に、例えば補助の割合等も細かい規定や何かを作るのか、そういうところまで踏み込めれば、透明性や公平性をもっと高まるのではないか。これまで話されたように、良い悪いの判断をするのもどうかなと思うくらい基準が曖昧になってしまっている。この部分をきちんと見直ししていくべきだと今日の説明を聞いていて感じた。

奥平委員長

他に何かあるか。

佐藤委員

要綱の部分で、例えば、街路灯補助金のように年々補助割合が上がっていく、私立学校の補助金の部分の単価が上がっていく、私立学校の方は、経緯として関係団体の要望があり、それを担当部局の方で上げたということか。街路灯の方も、これは団体から何か要望があって

こうしたのか、それとも、市民部の方からこのようにしたのかどうなのか。

財政課長

基本的には、その補助を受けている団体からの要望というものが主になる。

寺井委員

要綱に基づく補助金というのは、事業仕分けでも数多く取り上げているが、どれも現行通りとはなっていない。街路灯の補助金もそうだが、見直す必要があるという判定。なので、ここの部分は本当に一件一件見直していけば、相当削減できるのではないかと思う。判定の基準があればできると思うので、国道の制度に基づくものとは異なると思う。それをどう変えていくのかという部分なんだと思う。

奥平委員長

ガイドラインというか、基準がないということが、結局こういった問題が出る原因なのだと思う。寺井委員の発言にあったが、規則の改正案の部分が非常に分かりやすく、ガイドラインのような形になっていると思う。その部分をどのように作っていくのかということ、次回また議論したい。

各委員から他に何かあるか。

浅木委員

私も、この改正案を見て非常に分かりやすく、その通りだと感じたが、このようなものを作るのか。それとも、条例等のことも含めたようなものを考えていくのかどうなのか。

財政課長

ご提言いただく内容は、このような規則改正案そのものということではなく、例えば規則はこういう点が不備だから改めるべきだとか、そういう内容になろうかと思う。その提言を受け、私たちが事務方としてその内容を汲む形で規則を改正していくという流れになる。具体的な話の中で、この規則はこのように変えるべきだということにしていただいて当然構わないが、改正案自体を作るということではない。

浅木委員

例えばこの補助金支出フローで、この中には見直しについて触れられていない、補助金を出した後にチェックすることが出来ていない、そのような内容が入っていないから入れるべきだとかいうことを言っていけばいいのか。

財政課長

そう考える。今の形だとチェック機能が全く果たされていないということは、実は私たちも実感しているところなので、こういうやり方でチェックするべきといったようなことをご提言いただけると、それに向かって取り組めるというように考えている。

### 3 閉会

奥平委員長

委員会としては、今各委員から出ている意見を、このようにして欲しいという形で提言をするというのが目的であり、案を作ったりすることではないということ。補助金の事務については、前々からよく分からないということがあったため、それを分かるようにしていくというのもこの委員会の一つの目的であると思っている。事務局にもご協力いただき、少しでも私たちの意見を添えていきたいと考えている。

各委員から他に何かあるか。

なければ、第2回の委員会はこれで終了したい。お疲れ様でした。

事務局から何かあるか。

事務局

本日の会議録につきましては、後日、各委員に確認の上、ホームページで公表する。

また、第3回の委員会を7月中に開催したいと考えているが、事務局で改めて日程を調整の上、各委員にお知らせしたい。

本日は大変お疲れ様でした。